

所在地 宮城県亶理郡亶理町逢隈下郡字椿山
立地環境 阿武隈川河口右岸の標高 15 ～ 40 m の丘陵末端付近
発見遺構 通路、区画溝、掘立柱建物、材木堀、堅穴建物、地鎮遺構、整地層、土取穴、土坑、溝など
年代 9 世紀前葉～ 10 世紀前半

遺跡の概要

本遺跡は、阿武隈高地から北東に派生し、阿武隈川河口を東に臨む丘陵末端付近に立地する（第 1 図）。南西から北東方向に走る丘陵尾根筋から西側は急峻な斜面で、東向きの緩やかな斜面上東西約 500 m × 南北約 750 m の範囲に遺跡が広がる。昭和 61 ～ 63 年には宮城県教育委員会、平成 14 年以降は亶理町教育委員会を主体とした発掘調査が実施されており、平成 28 年には本報告書が刊行された（亶理町 2016）。（以下調査成果については、特に断りが無い限り本報告書の内容に依る）。9 世紀前葉から 10 世紀代の古代陸奥国亶理郡衙と考えられており、平成 4 年には「三十三間堂官衙遺跡」として国の史跡に指定されている。

遺跡範囲内は中央付近に東から入り込む沢によって、北地区と南地区に大きく分かれる（第 2 図）。北地区では郡庁院や実務官衙、南地区では正倉院他の建物群が置かれ、北地区の主要施設や正倉院は溝で囲まれている。このうち、北地区では郡庁院を含む建物群を 4 ブロック確認している。また、尾根筋を利用した各施設を結ぶ通路や、東から入り込む沢状の地形を利用した官衙内を結ぶ通路が確認されている。

1. 通路（第 2 図）

遺跡内に確認されている通路は 5 条あり、郡庁東門から東へ向かう SX105 通路、正倉院東入口から東へ向かう SX460 通路、北地区と南地区の間の SX480 通路の 3 条は、東から入り込む沢を利用して作られている。そのほか正倉院北入口跡と郡庁院南門を結ぶとみられる SX452・SX470 通路、郡庁北院と北東院との間に南北方向に設けられた SX500 通路がある。このうち、SX470 通路と SX480 通路は丁字状に接続する。両側溝を確認した SX480 通路の幅は側溝心々間で 6.6 m であり、その中央部分には硬化面が認められる。

2. 北地区（第 2 図）

丘陵東側緩斜面の最上部に郡庁院、その周辺には館や実務官衙建物群が置かれており、北地区の規模は南北約 180 m、東西約 200 m 以上とみられる。東側には郡庁東院、北側には郡庁北院、北東側に郡庁北東院が確認されている。また、北辺と東辺では主要施設を囲む区画溝が見つかり、東辺



第 1 図 三十三間堂官衙遺跡の位置

は郡庁院の東側付近で内側に折れ曲がる。北辺と内側の東辺は一度掘り直されている。

【郡庁院】（第3・4・5図）

掘立柱塀（SA71・506・SA507・508）によって、南北約65m、東西約50mの方形に区画されており、建替えを含めて32棟の建物を確認している。区画施設である掘立柱塀の内側には、塀に沿って郡庁院内の整地や基壇構築のための土を採取した土取穴とそれを埋め戻した整地層が認められる（第3図）。南辺中央には八脚門である南門（SB70）、東辺中央北寄りには四脚門である東門（SB104）が設けられる。区画内の建物は中央北側に正殿（SB50）があり、その南西に西脇殿（SB39）、北側に北東建物（SB90）と北西建物（SB91）の建物が置かれる。北辺中央には北辺建物（SB45）が建てられ、その北側柱筋に北辺掘立柱塀が取り付く。

このうち、正殿南側柱列と西脇殿の北妻および北辺建物の南側柱列と正殿北東建物・正殿北西建物の北側柱列の柱筋がそれぞれ揃っている点や、正殿の中心線と南門の中心線を結んだ郡庁院の南北中軸線を基準として、正殿北東建物と正殿北西建物がほぼ左右対称に配置されている点などに、正殿を中心とした建物配置の計画性が見てとれる。

また、西門は地形的な特徴から設けられなかったこと、北門は北辺建物の床構造が異なる部分の境に設けられたことが想定されている。

掘立柱塀（SA71・506・507・508） 北辺がSA507、東辺がSA508、南辺がSA71、西辺がSA506であり、各辺とも3時期の変遷がある（A→B→C）。外装を伴わない低基壇をもち、雨落溝（SD82など）が部分的に認められる。また、炭化物や焼土の混入状況から、北辺Bと東辺Bは火災に遭ったと考えられる。

南門（SB70） 南辺中央で確認した掘立柱建物の八脚門で、3時期の変遷がある（A→B→C）。規模はA・Bに対してCが縮小する。B建物の規模は桁行総長が8.1m、柱間寸法が中央間、脇間共に2.7m、梁行総長が5.4m、柱間寸法が2.7m等間で、A建物も同規模とみられる。C建物は桁行3間、梁行2間の東西棟である。棟通り下の中央間の柱穴は確認できなかったが、削平によって失われたものと推定される。桁行総長5.4mで柱間寸法は中央間、両脇間ともに1.8m、梁行総長は4.2m、柱間寸法が2.1m等間である。

東門（SB104） 東辺やや北寄りで確認した四脚門で、4時期の変遷がある（A→B→C→D）。A・B・Cが掘立柱建物、Dが礎石建物である。C建物でみると、規模は桁行が3.0m、梁行総長が2.8m、柱間寸法は北から1.5、1.3mで、A・B建物もC建物とほぼ同規模とみられる。D建物は3か所で礎石据穴と根石を確認しており、規模はC建物とほぼ同様とみられる。

正殿（SB50） SB50建物はSX81基壇の上に建てられる。基壇は、旧表土の上に積土を行った外装を伴わない地山削出し基壇で、規模は下幅で東西24.8m、南北13.5～17.3m、周囲との比高差は最大で50cmである。建物は桁行5間、梁行3間の東西棟掘立柱建物で3時期の変遷がある（A→B→C）。B建物はA建物とほぼ同位置で建て替えられるが、C建物は桁行総長が短くなり東西方向の中心軸をやや西にずらして建て替えられる。建物規模はC建物が桁行総長15.0mで柱間寸法が3.0m等間、梁行総長7.2mで柱間寸法が2.4m等間、B建物が桁行総長18.0mで柱間寸法が3.6m等間、梁行総長7.2mで柱間寸法が2.4mであり、A建物はB建物とほぼ同規模である。また、北側には上幅0.5mの雨落溝が8.6m分残存している。なお、建物北西4.0mの箇所には地鎮遺構と考えられるSX114土器埋設遺構がある。

西脇殿（SB39） 桁行3間、梁行2間の南北棟掘立柱建物で3時期の変遷がある（A→B→C）。C建物がB建物のやや南にずらして建てられるものの、3時期ともほぼ同位置で建て替えられる。建物規模は、C建物は桁行総長が8.4mで柱間寸法が北から2.7m・2.8m・2.9m、梁行総長が5.4mで柱間寸法は2.7m等間、B建物は桁行総長が8.1mで柱間寸法が2.7m等間で、A建物はB建物とほぼ同規模である。な

お、建物の構築にあたり北妻付近と建物南西部で土取穴埋戻し後の整地（SX123・611）が認められる。

正殿北東建物（SB90） 郡庁院北東部で確認した東西棟建物で、4時期の変遷がある（A→B→C→D）。A・B・Cが桁行3間、梁行2間の掘立柱建物、Dが桁行2間、梁行2間の礎石建物で、DはA～Cより1.8m南にずらして建てられている。C建物の規模は桁行が総長5.4m、柱間寸法が1.8m等間、梁行きが総長3.8m、柱間寸法が1.9m等間である。A・B建物の規模・柱間寸法はC建物とほぼ同じである。D建物の規模は桁行が総長4.8mで柱間寸法が2.4m等間、梁行が総長4.2mで柱間寸法が2.1m等間とみられ、残存する4個の礎石はいずれも長軸0.7m、短軸0.5mほどの不正円形である。C建物の柱穴埋土中には炭化物が多く含まれ、焼土も認められることから、B建物は火災に遭ったと考えられる。

正殿北西建物（SB91） 郡庁院北西部で確認した、東西1間以上、南北2間の東西棟とみられる掘立柱建物で、3時期の変遷がある（A→B→C）。建物西側が調査区外のため詳細は不明だが、中央に柱穴が伴い、規模はC建物が桁行総長1.8m以上、梁行総長が4.2m、柱間寸法が2.1m等間である。A・B建物の規模・柱間寸法はC建物とほぼ同じとみられる。

北辺建物（SB45） 郡庁院北端に位置する桁行8間、梁行2間の掘立柱建物で、3時期の変遷がある。A建物が北辺掘立柱塀Aより新しく、B・C建物の北側柱列にB・C北辺塀がそれぞれ取りつくことから、本建物は北辺掘立柱塀A設置期間の途中から設けられたと考えられる。A建物は建物中央に間仕切り穴があることから東西に分けられ、B・C建物はA建物の間仕切り穴部分から東側に束柱穴があることから、東側が床張りで西側が土間であったとみられる。

正殿前方建物群 正殿の前方で掘立柱建物が8棟確認された。北寄りに東西棟（SB510・SB517）、その前方東西に南北棟がある（西側：SB40・41・42、東側：SB43・44・46）。建物の新旧関係や位置、建物規模などから4段階の変遷が考えられる。

上記で示した各遺構の配置・構造・変遷から、第Ⅰ期から第Ⅴ期までの遺構期が設定されている。

《第Ⅰ期》（第4図）

SB50A 正殿・SB39A 西脇殿・SB90A 北東建物・SB91A 北西建物、SB70A 南門・SB104A 東門、SA71A・506A・507A・508A 掘立柱塀で構成される。当該期の途中から北辺中央にSB45A 北辺建物が作られ、掘立柱塀がその北側柱筋に取り付く。年代は区画施設構築時には埋め戻された東辺南側のSX462 土取穴出土土器（第9図）から9世紀前葉と考えられる。

《第Ⅱ期》（第4図）

SB50B 正殿・SB39B 西脇殿・SB90B 北東建物・SB91B 北西建物、SB70B 南門・SB104B 東門、SB45B 北辺建物、SA71B・506B・507B・508B 掘立柱塀で構成される。正殿北東建物と北辺および東辺の掘立柱塀で火災の痕跡が認められることから、郡庁院の北東部が火災に遭ったとみられる。年代は、第Ⅰ期と第Ⅲ期の間で、9世紀中葉頃とみられる。この年代は郡庁北東院で同じ火災に伴う廃棄土坑とみられるSK617 土坑出土土器・硯の年代観とも矛盾しない（第9図）。

《第Ⅲ期》（第4図）

SB50C 正殿・SB39C 西脇殿・SB90C 北東建物・SB91C 北西建物、SB70C 南門・SB104C 東門、SB45C 北辺建物、SC71C・506C・507C・508C 掘立柱塀で構成される。火災後の復旧で、第Ⅱ期と比べて建物規模や柱穴が縮小する。年代は、SB50Cの地鎮・鎮壇遺構とみられるSX114 土器埋設遺構出土土器（第9図）からみて9世紀後葉頃で、10世紀前葉のうちに建て替えられたとみられる。

《第Ⅳ期》（第4図）

SB90D 東建物、SB104C 東門が該当し、前代までの掘立柱建物が礎石建物となる。未検出ではあるが、

SB50D 正殿・SB39D 西脇殿・SB90C 北東建物・SB91C 北西建物、SB70C 南門、SB45D 北辺建物も礎石建物として存在した可能性が推定される。年代は SB90C 北東建物の柱抜取穴出土赤焼土器から 10 世紀前半以降とみられる（第 9 図）。

《第Ⅴ期》（第 4 図）

正殿前方建物群などから構成される。10 世紀後半以降から 11 世紀代までの期間とみられる。

【郡庁東院】（第 6・7 図）

郡庁院東側の東向き緩斜面上に位置し、掘立柱塀（SA331）によって、南北約 34.5 m、東西約 36.0 m の方形に区画される。立地する斜面の標高は、郡庁東辺よりも 3.0～6.0 m 低く、郡庁東辺と SA331 の西辺は約 18 m 離れる。建替えを含めて 14 棟の建物を確認している。区画内北西部に位置する桁行 5 間、梁行 3 間の南北棟 SB36 建物は規模や柱痕跡が最も大きいことから、院内の中心的な建物と考えられ、低基壇を有することや最終段階に礎石建物となる点は、郡庁院の正殿などと共通する。また、SB36 の北東に位置する SB37・SB301 建物は、SB36 に次ぐ規模で、同じ位置で重複することから、郡庁東院のなかで SB36 に次ぐ格式を持った建物と考えられる。SB37・SB301 は両者ともに建物内に間仕切りを持つ。

郡庁院の遺構期に対応するとみられる第Ⅰ期から第Ⅴ期の遺構変遷があり、第Ⅰ期は、SA331 で囲まれた内部の北西部に置かれる SB36A、その東側の SB301A、南側の SB332 で構成される。第Ⅱ期には SB36B・SB301B に建て替えられ、SB332 は第Ⅰ期から継続した可能性がある。第Ⅲ期は SB36C・SB37A・SB333 で構成され、中心建物である SB36C は梁行が 3 間から 2 間となり、建物規模が若干縮小する。その東側には、間仕切りをもつ桁行 4 間、梁行 2 間の南北棟である SB37A、南側には桁行 2 間、梁行 2 間の東西棟である SB334 がおかれる。第Ⅳ期には SB36D・SB37B・SB334 で構成され、中心建物である SB36 は礎石建物となる。第Ⅴ期以降には建物規模や柱痕跡が前代までより小さくなる。

【郡庁北東院】（第 6 図）

郡庁院北東側の東向き緩斜面上、郡庁院の北にある SX500 通路の東側にある。範囲西側は掘立柱塀（SA602）で画され、郡庁北東隅と SA602 は約 28 m 離れる。地形的特徴から、規模は東西 30 m 以上、南北は 35～40 m 程度の範囲とみられる。建替えを含めて 19 棟の建物を確認しており、そのうち 1 棟が礎石建物、それ以外が掘立柱建物である。

建物配置に計画性が認められる SB27・SB28・SB31 建物が中心的な建物と考えられる。桁行 5 間、梁行 2 間の南北棟で、地山削出し基壇を有する点、最終段階に礎石建物となる点などが正殿などと共通する SB27 が主屋であったとみられ、郡庁東院同様、東を正面とする建物群と考えられる。

郡庁院や郡庁東院より 1 段階新しい第Ⅱ期に造営され、SB27A は火災に遭っている。第Ⅲ期は SB27B・SB28B・SB31B・C と SA602、第Ⅳ期は SB27C・SB28C・SB31D と SA602 で構成される。第Ⅳ期の SB27C は礎石建物で、SB27B の規模を踏襲したものとみられる。第Ⅴ期以降には建物規模や柱痕跡が前代までより小さくなる。

【郡庁北院】（第 6 図）

郡庁院北側の東向き緩斜面上、郡庁院の北にある SX500 通路の西側にあり、範囲東側は SA601 掘立柱塀で画される。地形的特徴から、規模は東西約 50 m、南北 40 m 程度の範囲とみられる。建替えを含めて 14 棟の掘立柱建物を確認しているほか、竪穴建物を 1 棟確認している。SA601 掘立柱塀は 3 回以上の建替えがあったとみられる。

A・B・C 段階の変遷があり、それぞれ郡庁院の第Ⅰ期・第Ⅱ期・第Ⅲ～Ⅳ期に対応するとみられる。各時期とも柱筋をそろえて配置される 2 棟の掘立柱建物で構成され、C 段階にはそれらと柱筋をそろえる竪穴建物も構成に加わる。C 段階以降には、それまでよりも柱穴・柱痕跡共に小規模となる

掘立柱建物群で構成される。

3. 南地区

南地区には郡衙の正倉院が立地する（第2・8図）。

範囲は北西の角が欠けた五角形で北西側は西向きの急斜面、それ以外はSD51区画溝で画されており、その範囲は南北が約156m、東西が約140mである。東辺中央と、北辺東側で区画溝が途切れる箇所を確認しており、それぞれ正倉院の出入り口とみられる。範囲内には建替えを含めて18棟の建物を確認している。西辺と南辺に沿う位置を中心に10棟の礎石建物が立ち並び、院北東部には8棟の掘立柱建物が集中する。

礎石建物は3間×3間が8棟、3間×2間が1棟、2間×2間が1棟で、西列と南列のほか柱筋や地形的立地から、北列と中央列の存在も想定される。礎石の残存状況が最も良いSB02建物についてやや詳しく述べると、建物は南北12.0m、東西11.0ほどの基壇（SX488）上に建てられている。基壇の残存高は50cmで、旧表土を取り除いた後に積土をしており、外装は伴わない。礎石上面との比高差から積土はさらに40～50cm厚かったとみられる。建物本体は東西3間、南北3間の南北棟総柱礎石建物で、礎石は16個全てが残存しほぼ原位置をとどめている。建物規模は、桁行が総長8.6mで柱間寸法は北から2.9m、2.8m、2.8m、梁行が総長8.0mで柱間寸法は西から2.7m、2.7m、2.6mである。礎石は径0.8～1.3mの安山岩の自然石を用いている。径0.8～1.0mの据穴を掘り、長軸20～40cmの角礫を根石として用いている。全国の地方官衙遺跡で確認される正倉が4×3、3×3、3×2間に集中する傾向（松村1983）と共通すること、南列のSB08建物は群を抜いて規模が大きいことから「法倉」であった可能性があること、がそれぞれ指摘される。

掘立柱建物は、南側のSB11と北側のSB13、南側のSB12と北側のSB14はそれぞれ西側柱列を揃えており、①SB11AとSB13A→②SB11BとSB13B→③SB11CとSB13C→④SB12とSB14という2棟ずつがセットとなる4時期の変遷がある。①から④はそれぞれ郡庁院変遷期の第Ⅰ期から第Ⅳ期に対応するものとみられる。このうち、規模が最大のSB11掘立柱建物は、桁行5間、梁行3間の南北棟掘立柱建物で、ほぼ同位置で2度建て替えられ3時期の変遷がある（SB11A→SB11B→SB11C）。最も新しいC建物でみると桁行は総長12.0mで柱間寸法は北から2.4m、2.6m、2.2m、2.4m、2.4m、梁行は総長6.9mで柱間寸法は西から2.3m、2.2m、2.4mである。これらの掘立柱建物の性格は、物資収納施設である「屋」、もしくは管理棟や事務棟などが想定されるが、硯の出土がないことや土器の出土量が少ないことから、「屋」であった可能性がより高い。なお、硯の出土は郡庁院が7点で最も多く、次いで多いのが郡庁北東院からの3点である（第10図）。

なお、正倉院地区で火災の痕跡は認められない。また、瓦が全く出土しておらず、倉庫の屋根は板葺きか萱葺きであったとみられる。

4. 遺跡の特徴・性格について

《遺構期のまとめ》

北地区と南地区の建物群は、郡庁院で認められた第Ⅰ期から第Ⅴ期までの変遷におおむね対応することが確認された。各遺構期の概要をまとめると以下の通りである。

第Ⅰ期は当該地における日理郡衙創建期である。北地区は郡庁院や北東院をはじめ、それぞれ区画溝で囲まれた建物群が置かれた。このうち、郡庁院の正殿と北東院SB36は、ともに5×3間で、地山削出しの低基壇が伴い、第Ⅳ期には礎石化するという共通性が認められる。南地区は正倉院が設け

られ、区画溝で囲まれる。院内北東部には掘立柱建物の「屋」が2～4棟建てられ、南・西・北には倉庫群がつくられたとみられる。年代は、9世紀前葉である。

第Ⅱ期には、主要建物はほぼ同じ位置で建て替えられ、本期末には、郡庁院北東部から北東院にかけての場所で火災が発生している。年代は、9世紀中葉である。

第Ⅲ期は郡庁院南門や正殿が縮小化する。正殿横の地鎮・鎮壇遺構はこの時期のものとみられる。年代は、9世紀後葉である。

第Ⅳ期は郡庁院の北東建物と東門が礎石化し、郡庁北東院と郡庁東院の主屋も礎石化することから、郡庁院内の主要建物も礎石化（高質化）すると考えられる。創建以来の画期であり、年代は10世紀前半以降と考えられる。

第Ⅴ期以降は、郡庁院では、SB40・43、SB41・44が、正殿があった場所の南前方に東西に並んで建てられる。元の正殿の位置が把握可能な段階につくられたことから、第Ⅳ期の終末に連続する、もしくは郡庁廃絶から遠くない時期につくられたとみられ、年代は10世紀後半～11世紀代とみられる。

《郡庁院の建物配置》

本郡庁院には東脇殿が建てられず、脇殿が左右対称とならない特徴がある。東脇殿が建てられない理由については、東に向かって傾斜する斜面に南面する郡庁をつくるにあたり、大規模な造成が必要となることに加え、東門や東辺の位置に規制され正面から見た左右対称性を作り出すことが困難であったことが挙げられている（第2図）。片方の脇殿が省略されている点については、下野国芳賀郡衙別院に比定されている栃木県那須烏山市の長者ヶ平官衙遺跡と、正殿と脇殿の位置関係やその規模については、陸奥国磐城郡衙に比定されている福島県いわき市根岸遺跡Ⅲc・d期と、それぞれ関連性が指摘されている。

また、正殿前方建物については、郡庁院存続期よりも新しい建物群である見解（亘理町2016）（第4図）と、郡庁院存続期に存在した見解（亘理町2006・藤木2016）（第5図）がある。

本報告では、北東院では小規模な柱穴や柱痕跡をもつ建物が主要建物よりも新しい時期に建てられている点、主要建物と比べて柱痕跡や柱穴が大きく乖離する建物が他の地方官衙政庁の調査成果では認められない点を重要視する立場から、郡庁院存続期よりも新しい建物としている。

藤木氏は、東北地方の各郡庁院の建物配置を検討する中で、掘立柱塀や正殿を中心とした基準が意識されている点を評価し、郡庁院存続期に正殿前方建物群が存在した可能性を改めて指摘するとともに、それらの建物が東脇殿の機能を代替していた可能性を指摘している（藤木2016）。

儀式の際に臣下のための席を前庭に幄舎を建てた平安宮内裏の例とは構造的に異なることが指摘されているものの（亘理町2006）、本報告でもその可能性が触れられているように、儀式・饗宴の際に利用された郡庁院存続期の仮設建物であった可能性も想定されよう。

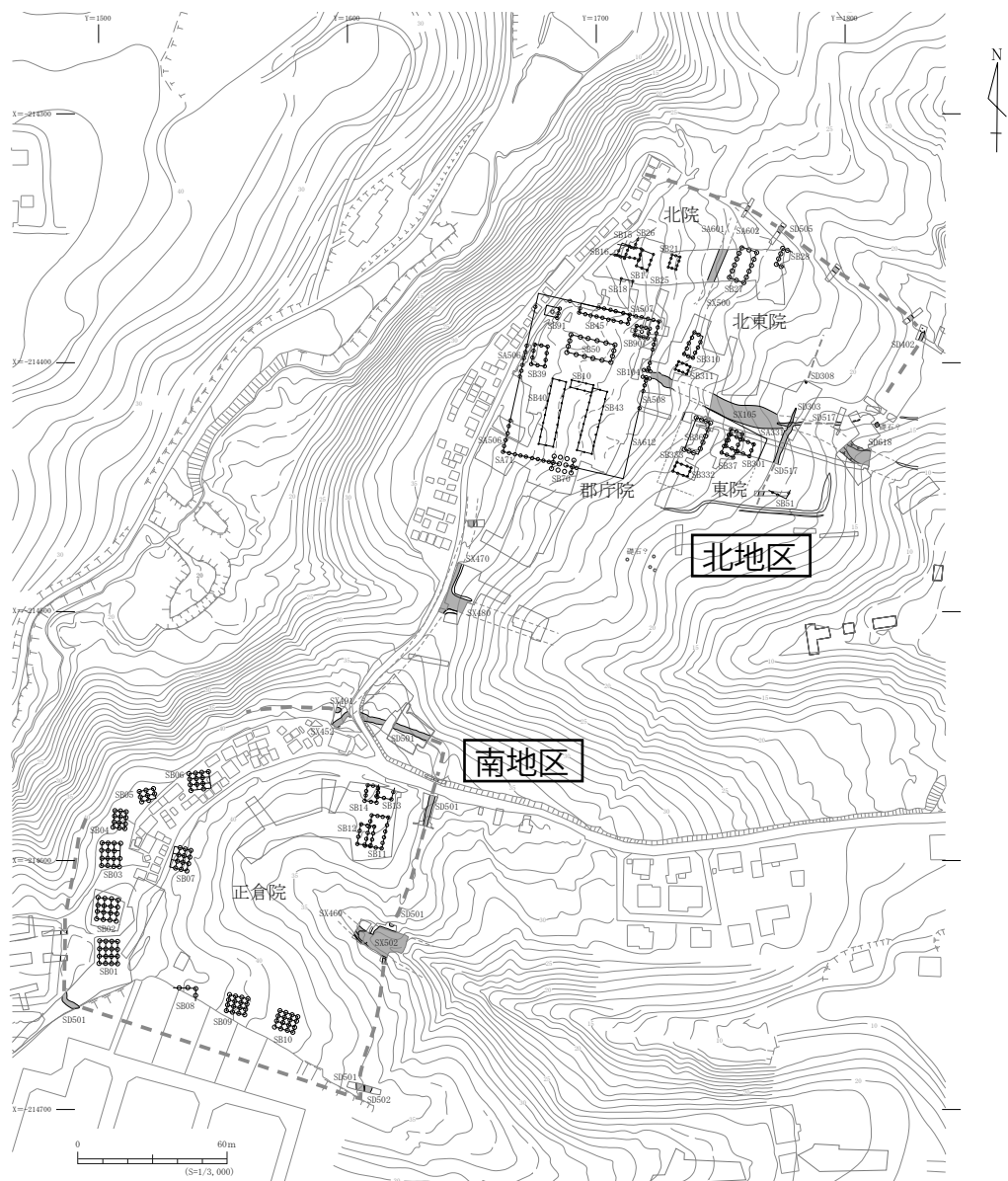
関連文献

藤木海 2016「東北の郡庁の空間構成」『第20回 古代官衙・集落研究会報告書 郡庁域の空間構成』独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 pp155-202

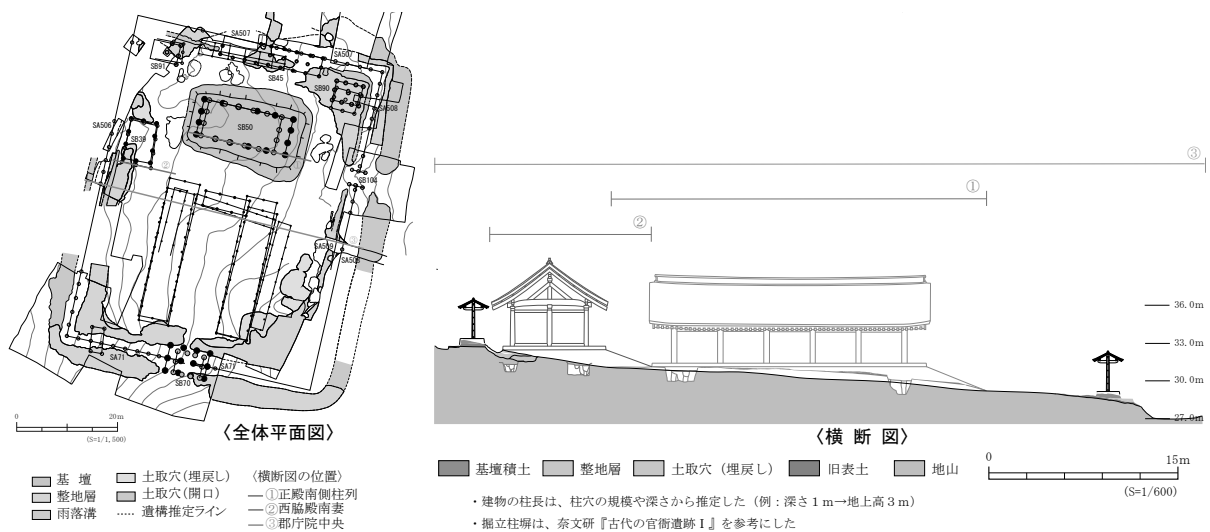
松村恵司 1983「古代稲倉をめぐる諸問題」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所

亘理町教育委員会 2006『国史跡 三十三間堂官衙遺跡—平成16・17年度重要遺跡範囲確認調査調査報告書—』亘理町文化財調査報告書第11集

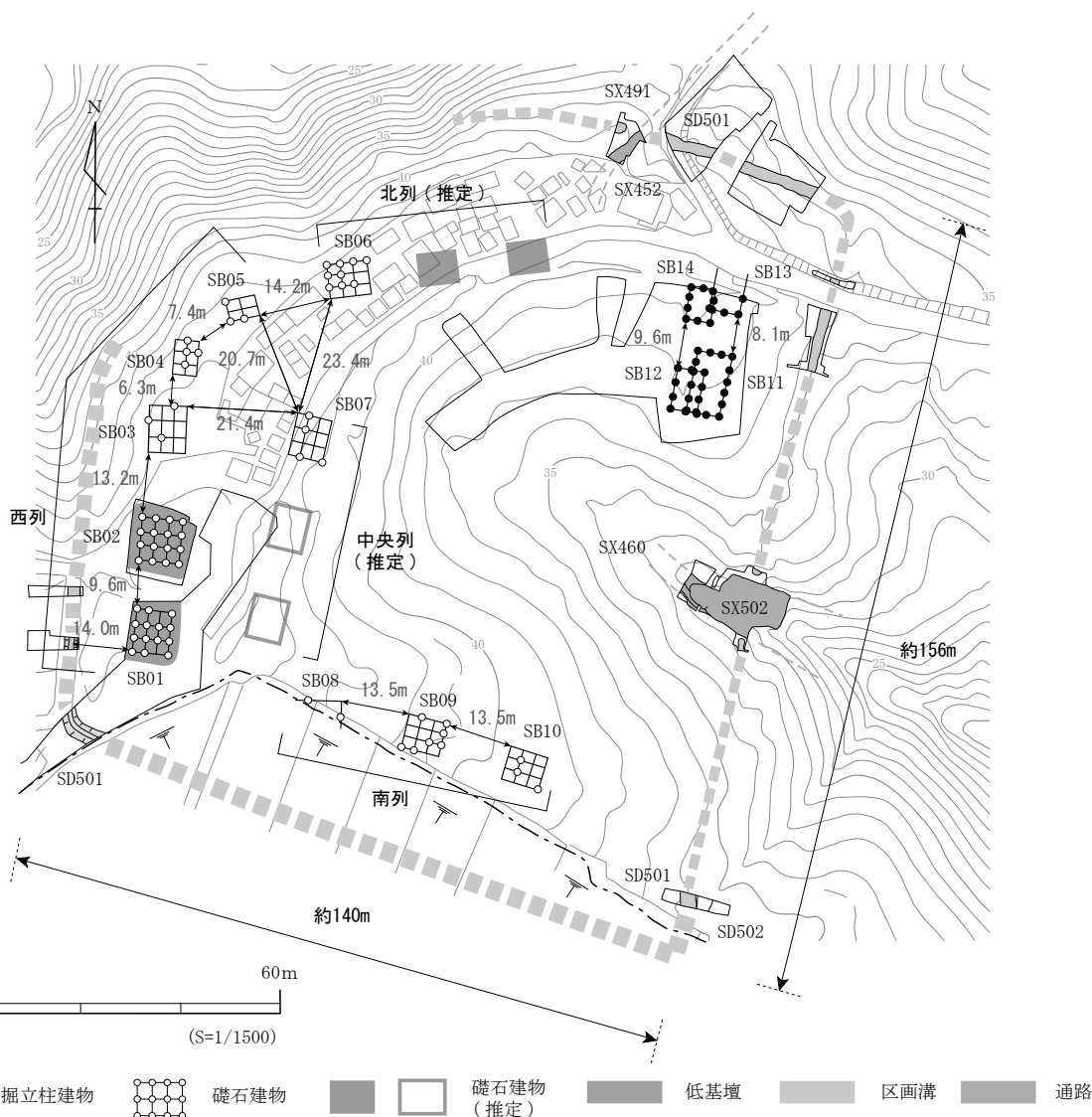
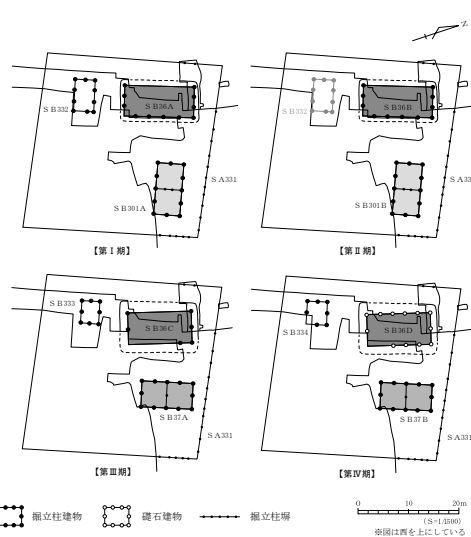
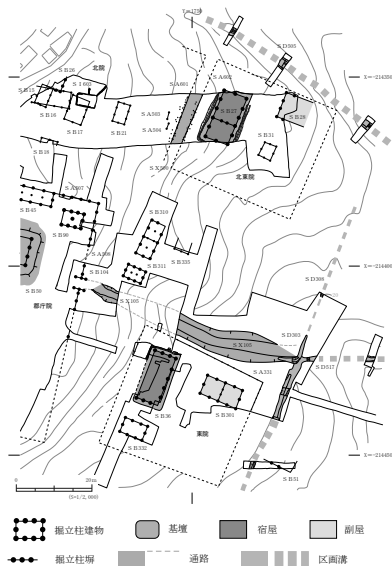
亘理町教育委員会 2016『国史跡 三十三間堂官衙遺跡—平安時代の陸奥国亘理郡衙跡発掘調査総括報告書—』亘理町文化財調査報告書第19集



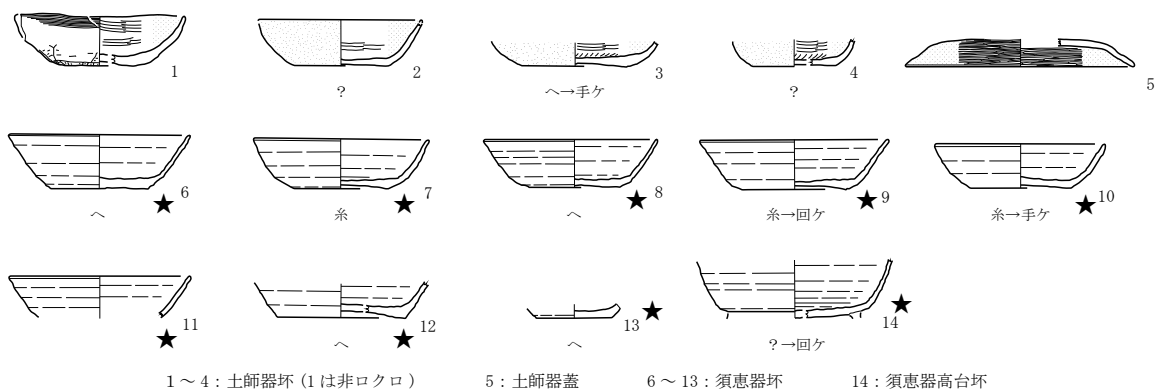
第2図 主要遺構配置図（亶理町 2016 に加筆）



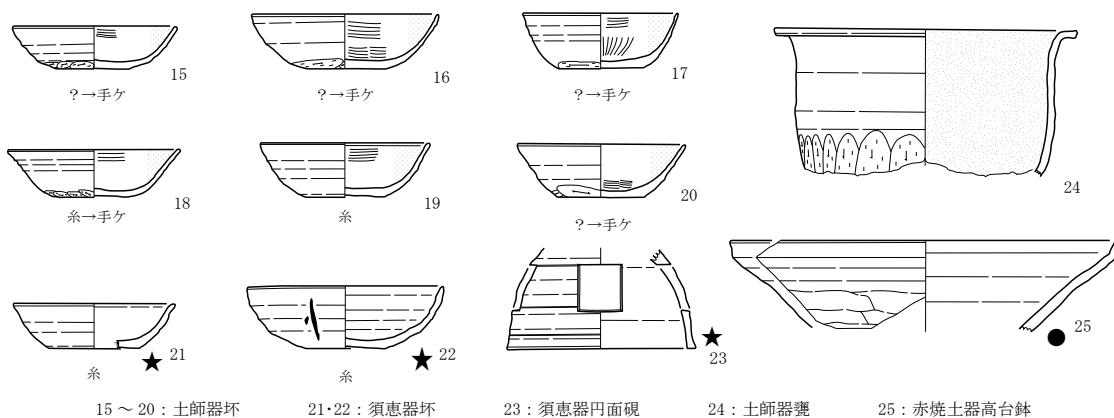
第3図 郡庁院の地形と建物の構築（亶理町 2016）



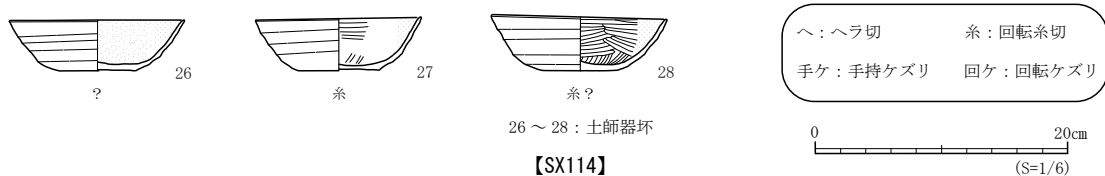
第8図 正倉院遺構配置図 (亶理町 2016)



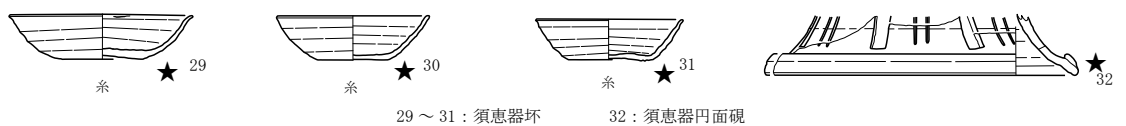
【SX462】



【SK617】



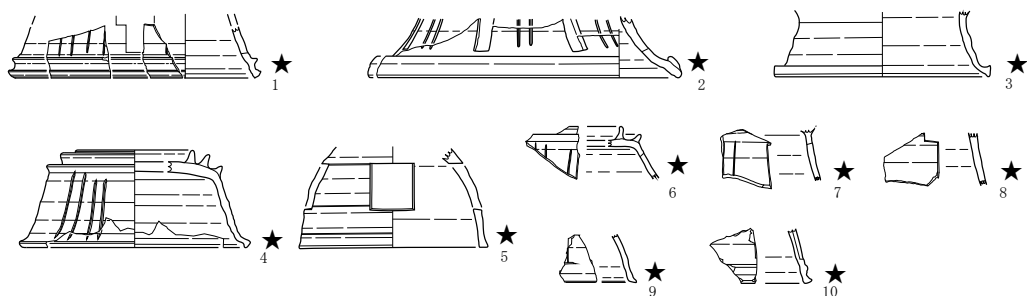
【SX114】



【SD82】

★：須恵器 ●：赤焼土器

第9図 郡庁院主要出土遺物 (亶理町 2016)



郡庁院出土：1・2・4・6～8 ★：須恵器
郡庁北東院出土：3・5
北地区 K6 区出土：9・10

0 20cm
(S=1/6)

第10図 遺跡内出土硯 (亶理町 2016)